

令和3年度 商工業活性化支援事業（継続）

■事業内容

事業区分		補助内容<補助対象者>	補助率	補助対象事業費	補助限度額
店舗改装費等支援事業	一般枠	(A) 店舗、工場などの改修、新築雇用の改善、集客力の向上を図ることを目的とした店舗・工場などの改装改築工事及び新築工事 <市内商工業者>	1/10	50万円以上	10万円
		(B) 設備等の改修、購入雇用の改善、集客力の向上を図ることを目的とした店舗・工場などにおける設備等の改修及び購入 <市内商工業者>	1/5	30万円以上	
店舗家賃補助事業		■創業期における工場、事務所、店舗、研究所等を賃借する際の賃借料に対する助成 <市内商工業者>	1/2以内	/	12万円（6か月以内に限定）
小規模事業者持続化支援事業		小規模事業者が次の①～③のいずれかに取組むことにより、事業の継続・安定化が図られると認められる店舗等の改修、改築や設備等の改修、購入に要する経費 ①業務効率化（生産性向上）を図る事業 ②売上向上を図る事業 ③事業承継を図る事業 <市内小規模事業者>	1/2以内	/	20万円